



84歳まで継続できます！
(ハーフコースに限定
オプションセット無し)
生活クラブのオリジナル

団体
契約で **30% 割引**

がん保険

WEB加入が
おすすめです

お手持ちのスマートフォンや
パソコンから簡単に
お手続きいただけます！

健康告知の
大幅緩和

質問①②に当てはまらない場合
がん保険と抗がん剤治療特約に
ご加入可能

(その他オプションをご希望の場合は
①②③④に当てはまらない場合
ご加入いただけます)

抗がん剤治療にも
対応

近年増えている外来での
抗がん剤治療への備えとして
抗がん剤治療補償特約を
セットできます！

保険金のお支払方法等重要な
事項は、「この保険のあらまし」
以降に記載されていますので、
必ずご参照ください。



生活クラブ ファインライフ

検索

がん保険 (A・B・C・Hコースいずれかに必須加入)

補償内容	コース	A 100万円 コース	B 200万円 コース	C 300万円 コース	H ハーフ コース
	がん診断保険金※ ・がんと診断確定されたとき(初回) ・入院を開始したとき(2回目以降)	1回につき 100万円	1回につき 200万円	1回につき 300万円	1回につき 100万円
	がん入院保険金 ・がんで入院したとき (1日目からお支払い)	1日につき 10,000円	1日につき 20,000円	1日につき 30,000円	1日につき 5,000円
	がん手術保険金 ・がんで所定の手術を受けたとき	入院中に受けた手術＝がん入院保険金日額×20倍 外来で受けた手術＝がん入院保険金日額×5倍 重大手術＝がん入院保険金日額×40倍			
	がん外来治療保険金 ・がんと診断確定され、 通院や往診の治療を受けたとき	1日につき 5,000円	1日につき 10,000円	1日につき 15,000円	1日につき 2,500円
	がん退院一時金 ・がんで継続して20日を超えて入院 した場合で、無事に退院したとき	10万円	20万円	30万円	5万円

満年齢別	A 100万円 コース	B 200万円 コース	C 300万円 コース	H ハーフ コース
～24歳	140円	240円	370円	お申込み いただけ ません
25～29歳	150円	260円	390円	
30～34歳	260円	510円	750円	
35～39歳	380円	720円	1,070円	
40～44歳	560円	1,090円	1,620円	
45～49歳	1,020円	2,020円	3,000円	
50～54歳	1,670円	3,290円	4,940円	
55～59歳	2,370円	4,710円	7,050円	
60～64歳	3,350円	6,670円	9,990円	
65～69歳	4,900円	9,780円	14,650円	
70～74歳	6,140円	12,250円	18,360円	4,500円
75～79歳	7,160円	14,290円	21,410円	5,230円
80～84歳	—	—	—	5,500円

- 保険金受取人は被保険者本人となります。被保険者が未成年の場合は親権者による保険金請求となります。
- ※ お支払いは2年に1回を限度とします。
- 保険期間1年、団体割引30%、手術保険金倍率変更特約および重大手術保険金倍率変更特約セット



オプション(ご希望に応じてセットできます)

補償内容	抗がん剤治療特約	女性専用特約 (女性特定疾病のみ補償特約)	がんにかぎらず 先進医療等 費用補償特約	三大疾病診断 保険金支払特約	月払保険料表	満年齢別	K 抗がん剤 治療特約	J 女性専用 特約	SE 先進医療 特約	S 三大疾病 特約
	がんと診断確定され、 抗がん剤治療を 開始した場合	女性特定疾病で 入院したとき (1日目からお支払い) 入院保険金 1日につき 5,000円 (支払対象外日数なし・支払限度 1回の入院につき120日)	がんにかぎらず 先進医療に関わる 技術料等を実費で補償 1回の 先進医療等につき 500万円 (支払限度額) (天災危険補償特約セット) ※先進医療とは、病院等において 行われる医療行為のうち、一定の 施設基準を満たした病院等が厚生 労働省への届出により行う高度な 医療技術を行います。対象となる 先進医療の種類については、保険 期間中に変更となることがありま す。詳しくは厚生労働省ホームペ ージをご覧ください。(https://www. mhlw.go.jp/topics/bukyoku/isei/ sensinryo/kikan.html)	・がんと診断 された場合 ・脳卒中と診断 され入院された 場合 ・急性心筋こうそく と診断され 入院された場合 100万円	月払 保険 料 表	～24歳	20円	60円	(年齢問わず) 40円	20円
	60か月を限度に支払 1か月 につき 5万円	女性特定疾病の 治療で所定の手術を 受けたとき 手術保険金 ●入院中に受けた手術＝ 10万円 ●外来で受けた手術＝ 2.5万円 ●重大手術＝ 20万円				25～29歳	70円	270円		80円
						30～34歳	100円	360円		150円
						35～39歳	160円	360円		260円
						40～44歳	280円	370円		450円
						45～49歳	420円	380円		730円
						50～54歳	530円	410円		1,080円
						55～59歳	740円	490円		1,640円
						60～64歳	1,040円	610円		2,380円
						65～69歳	1,390円	910円		3,260円
						70～74歳	1,890円	1,200円		4,680円
						75～79歳	2,160円	1,460円		6,080円
						80～84歳	—	—		—

- 5歳きざみで保険料が変わります。
- 保険料は、保険始期日(中途加入の場合は、中途加入日)時点の満年齢によります。
- 新規ご加入は0歳から満69歳までの方です。継続については満79歳まで更新可能です。またHコースに限っては満84歳まで更新可能です。
- 保険期間は1年で、団体割引30%が適用されています。
- 保険期間は1年ごとに更新され、更新時は更新後の保険始期日時点の満年齢による保険料となります。例えば加入時満33歳の方は、2年後の満35歳で保険料が変わります。
- 保険期間の途中でご加入いただく場合、毎月15日までに加入依頼書をご提出いただいた方、および毎月14日(7月のみ1日)までにWEBでお申込みいただいた方は、翌月1日から令和8年8月1日までです。(ただし初回保険料の入金が確認できた場合)
- 本保険は介護医療保険料控除の対象となります。(令和7年4月現在) (注)先進医療については、後ページ記載「用語のご説明」をご確認ください。

お問い合わせ先

詳しくは取扱代理店まで
お問い合わせください。

取扱代理店 **生活クラブ共済連**
〒160-0022 東京都新宿区新宿6-24-20

無料通話 **0120-808-320**

受付時間 平日9:00～17:00

生活クラブ共済連は生活クラブ共済事業連
合の指定保険代理店です。

引受保険会社

損害保険ジャパン株式会社
団体・公務開発部 第一課

〒160-8338 東京都新宿区西新宿1-26-1

☎050-3808-5528 (受付時間
平日9:00～17:00)

保険会社との間で問題を解決できない場合(指定紛争解決機関)
損保ジャパンは、保険業法に基づく金融庁長官の指定を受けた指定紛争解決機関である一般社団法人日本損害保
険協会と手続実施基本契約を締結しています。損保ジャパンとの間で問題を解決できない場合は、一般社団法人日本損
害保険協会に解決の申し立てを行うことができます。

■事故が起こった場合は、ただちに損保ジャパン、取扱代理店または下記サポートセンターまでご連絡ください。【事故サポートセンター】0120-727-110 (受付時間：24時間365日)

- 取扱代理店は引受保険会社との委託契約に基づき、お客さまからの告知の受領、保険契約の締結・管理業務等の代理業務を
行っております。したがって、取扱代理店とご締結いただいた有効に成立したご契約につきましては、引受保険会社と直
接契約されたものとなります。
- このパンフレットは概要を説明したものです。詳細につきましては、ご契約者である団体の代表者の方にお渡ししており
ます約款等に記載しています。必要に応じて、団体までご請求いただくか、損保ジャパン公式ウェブサイト(https://www.
sompo-japan.co.jp/)でご確認ください(ご契約内容が異なっていたり、公式ウェブサイトに約款・ご契約のしおりを掲載し
ていない商品もあります。)。ご不明点等がある場合には、取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。
- 加入者証は大切に保管してください。また、3か月を経過しても加入者証が届かない場合は、損保ジャパンまでご照会ください。

損保ジャパン公式ウェブサイトでご覧いただけます。下記URLまたは右のQRコードでご参照ください。

約款
ご参照先

新・団体医療保険 約款・しおりの保険期間の初日が令和7年1月1日以降のご契約のPDFをご参照願います。
https://www.sompo-japan.co.jp/kinsurance/yakkan/

約款の
該当ページ

P13：女性特定疾病のみ補償
P41：がん保険特約(がん入院保険金、
がん手術保険金)
P43：抗がん剤治療補償特約

P45：がん退院一時金
P47：がん診断保険金
P50：先進医療等費用補償
P52：三大疾病診断保険金

P82：特定疾病等対象外特約
P84：がん外来治療保険金

※QRコードは
(株)デンソー
ウェーブの登
録商標です。



加入の方法

加入依頼書の提出

加入依頼書に必要事項を記入し**センター**または**デポー**にご提出いただくか、WEBでお手続きしてください。

- 告知していただいた内容のご確認のため、**加入依頼書**をコピーのうえ、保管してください。
- 告知していただいた内容をご確認される場合は、**損保ジャパン**までご連絡ください。

毎月の締切日

右記のスケジュール一覧をご確認ください。

補償の開始

右記のスケジュール一覧をご確認ください。

保険料の自動引き落とし

生活クラブ生協の共同購入代金と同じ引き落としとなります。引き落とし以外の方法での集金は**できません**のご注意ください。

加入者証の送付

加入者証は大切に保管してください。また、初回保険料引き落とし後、3か月を経過しても加入者証が届かない場合は、損保ジャパンまでご照会ください。

自動継続

一度加入すると、以降は毎年自動継続されますので、あらためて手続きをする必要はありません。継続加入しない場合、または前年と条件を変更して加入する場合は、その内容を記載した書類の提出が必要となります。

(保険料の自動引き落としができなかった場合)

- 初回保険料が引き落としができなかった場合は、その翌月2回分の引き落としの請求をします。初回保険料が2回連続して引き落としできなかった場合は、申し込みは無効となります。
- 第2回目以降の保険料引き落としができなかった場合は、翌月2回分の引き落としの請求をします。保険料が2か月連続して引き落としできなかった場合は、保険契約は失効となります。

【契約の変更や解約をしたい場合】

生活クラブ共済連までご連絡ください。

【生協を脱退する場合】

このがん保険は生活クラブの生協組合員を対象とした団体保険のため、このがん保険も解約する必要があります。生協を脱退した場合は必ず代理店である生活クラブ共済連にご連絡下さい。

スケジュール一覧			
①※1	②	③※2	④
加入依頼書提出締切日	保険始期日	第1回保険料引落日	契約更改日
毎月15日	①の翌月1日	②の翌月26日	毎年8月1日

※1北海道は毎月10日になります。

※2北海道は②の翌月27日になります。

告知書の個人情報の取扱いに関する事項

損保ジャパンは、この告知書に記載された個人情報を、保険引受・支払いの判断、本契約の履行、等を行うこと(以下、「当社業務」と言います。)に利用します。また、下記①および②、当社業務上必要とする範囲で、取得・利用・提供を行います。

① 損保ジャパンが、当社業務のために、業務委託先(保険代理店を含みます。)、保険仲立人、医療機関、保険金の請求・支払いに関する関係先、等に提供を行い、またはこれらの者から提供を受けることがあります。なお、これらの者には外国にある事業者等を含みます。

② 損保ジャパンが、再保険契約の締結や再保険金等の受領のために、国内外の再保険会社等に提供を行うこと(再保険会社等からの他の再保険会社等への提供を含みます。)があります。

なお、保健医療等のセンシティブ情報(人種、信条、社会的身分、病歴、犯罪の経歴、犯罪被害事実等の要配慮個人情報を含みます。)の利用目的は、法令等に従い、業務の適切な運営の確保その他必要と認められる範囲に限定します。

損保ジャパンの個人情報の取扱いに関する詳細(国外在住者の個人情報を含みます。)については損保ジャパン公式ウェブサイト(https://www.sompo-japan.co.jp/)をご覧ください。
募集文書掲載の取扱代理店または損保ジャパン営業店までお問い合わせください。

ご加入に際して特にご確認いただきたい事項や、ご加入者にとって不利益になる事項等、特にご注意いただきたい事項を記載しています。ご加入になる前に必ずお読みいただきますようお願いします。

【加入者ご本人以外の被保険者(保険の対象となる方。以下同様とします。)にも、このパンフレットに記載した内容をお伝えください。また、ご加入の際は、ご家族の方にもご契約内容をお知らせください。】

この保険のあらまし(契約概要のご説明)

商品の仕組み この商品は団体総合保険普通保険約款に医療保険基本特約、がん保険特約等をセットしたものです。

保険契約者 生活クラブ共済事業連合生活協同組合連合会

保険期間 令和7年8月1日午後4時から令和8年8月1日午後4時まで。保険期間の中途での加入はこのかぎりではありません。**引受条件(保険金額等)・保険料・保険料払込方法等** 引受条件(保険金額等)、保険料は本パンフレットに記載しておりますので、ご確認ください。

加入者 組合員にかぎりります。(満20歳以上の組合員)

被保険者 組合員本人またはご家族(配偶者・子供・両親・兄弟姉妹および同居の親族)を被保険者としてご加入いただけます。新規加入の場合は、満69歳(継続加入の場合は満79歳)までの方が対象になります。ハーフコースについては、満84歳まで継続加入いただけます。
※満80歳から84歳までの方が継続する場合は、ハーフコースのみの補償になります。
また女性専用特約、先進医療等費用補償特約、三大疾病診断保険金支払特約、抗がん剤治療特約をセットすることはできません。

お手続方法 加入依頼書・告知書に必要事項をご記入・ご署名のうえ、センターまたはデポーに提出してください。または、WEBでお手続きしてください。

中途加入 保険期間の中途でのご加入は、毎月、受付をしています。なお、加入スケジュールについては上記加入の方法をご確認ください。

中途脱退 この保険から脱退(解約)される場合は、ご加入窓口の生活クラブ共済連までご連絡ください。

団体割引 団体割引は、本団体契約の前年のご加入人数により決定しています。次年度以降、割引率が変更となることがありますので、あらかじめご了承ください。また、団体のご加入人数が10名を下回った場合は、この団体契約は成立しませんので、ご了承ください。

満期返れい金・契約者配当金 この保険には、満期返れい金・契約者配当金はありません。

補償の内容【保険金をお支払いする主な場合とお支払いできない主な場合】

がん保険特約

(がん保険：A～Hコース)
被保険者が、保険期間中にがんと診断確定され、その直接の結果として、入院を開始した場合、手術を受けた場合、外来治療を開始された場合等に保険金をお支払します。

保険金の種類	保険金をお支払いする主な場合
がん診断保険金	保険期間中に初めてがんと診断確定された場合、またはがんと診断確定されその治療を直接の目的として入院を開始された場合、がん診断保険金額をお支払いします。なお、2回目以降のがん診断保険金のお支払いは、保険金の支払事由に該当した最終の日からその日を含めて2年以内に該当した支払事由については、保険金をお支払いしませんが、保険金の支払事由に該当した最終の日からその日を含めて2年を経過した日の翌日にがんの治療を直接の目的として継続して入院中の場合は、保険金をお支払いします。
がん入院保険金	保険期間中にがんと診断確定され、その直接の結果として入院を開始した場合、入院した日数に対し、入院1日につきがん入院保険金日額をお支払いします。 がん入院保険金の額＝がん入院保険金日額×入院した日数
がん手術保険金	保険期間中にがんと診断確定され、がんの治療のために病院または診療所において以下①から③までのいずれかの手術(※1)を受けた場合、がん手術保険金をお支払いします。 ①公的医療保険制度における医科診療報酬点数表に、手術料の算定対象として列挙されている手術 ②先進医療に該当する手術(※2) ③放射線治療に該当する診療行為 手術(重大手術(※3)以外) <入院中に受けた手術の場合> がん手術保険金の額＝がん入院保険金日額×20(倍) <外来で受けた手術の場合> がん手術保険金の額＝がん入院保険金日額×5(倍) 重大手術(※3) がん手術保険金の額＝がん入院保険金日額×40(倍) (注)重大手術を受けた場合は、入院中・外来を問わず、40倍とします。 (※1)以下の手術は対象となります。 創傷処理、皮膚切開術、デブリードマン、骨または関節の非観血的または徒手的な整復術・整復固定術および授動術、抜歯手術、鼻焼灼術、美容整形上の手術、疾病を直接の原因としない不妊手術、診断・検査のための手術 など (※2)先進医療に該当する手術は、治療を直接の目的としてメス等の器具を用いて患部または必要部位に切除、摘出等の処置を施すものにかぎりります。 (※3)重大手術とは以下の手術をいいます。 ① 悪性新生物に対する開頭手術(穿頭術を含みます。) ② 悪性新生物に対する開胸手術および開腹手術(胸腔鏡・縦隔鏡・腹腔鏡を用いた手術を含みます。) ③ 悪性新生物に対する四肢切断術(手指・足指を除きます。) ④ 脊髄(せきずい)腫(悪性)摘出術 ⑤ 悪性新生物の治療を直接の目的として日本国内で行われた、心臓・肺・肝臓・脾(すい)臓・腎(じん)臓(それぞれ、人工臓器を除きます。)の全体または一部の移植手術。ただし、臓器の移植に関する法律(平成9年法律第104号)に規定する移植手術にかぎりります。 がん手術保険金は、手術を受けられるごとにお支払いしますが、手術の種類によっては、お支払いする回数・保険金の額に以下(1)から(5)までの制限があります。 (1) 時期を同じくして2種類以上の手術を受けた場合、がん手術保険金の額の最も高いいずれか1つの手術についてのみお支払いします。 (2) 同一の手術(同一の先進医療に該当する手術を含みます。)を2回以上受けた場合で、それらの手術が一連の手術(※1)に該当するときは、同一手術期間(※2)に受けた一連の手術(※1)については、がん手術保険金の額の最も高いいずれか1つの手術についてのみお支払いします。 (※1) 一連の手術とは、医科診療報酬点数表または歯科診療報酬点数表において、一連の治療過程に連続して受けた場合でも手術料が1回のみ算定されるものとして定められている手術をいいます。 (※2) 同一手術期間とは、一連の手術のうち最初に手術を受けた日からその日を含めて60日間をいいます。また、同一手術期間経過後に一連の手術を受けた場合は、直前の同一手術期間経過後最初にその手術を受けた日からその日を含めて60日間を新たな同一手術期間とします。 (3) 医科診療報酬点数表または歯科診療報酬点数表において、手術料が1日につき算定されるものとして定められている手術を受けた場合は、その手術を受けた1日目についてのみお支払いします。 (4) 放射線治療を2回以上受けた場合は、施術の開始日から60日の間に1回のお支払いを限度とします。 (5) 乳房再建術については、公的医療保険制度における医科診療報酬点数表の手術料算定対象として列挙されている診療行為に該当しない場合であっても、がん手術保険金をお支払いします。ただし、その場合は、1回の入院につき1乳房に対して1回のお支払いを限度とします。
がん外来治療保険金	保険期間中にがんと診断確定され、その直接の結果として外来治療を開始した場合、120日を限度として、外来治療を受けた日数に対し、1日につきがん外来治療保険金日額をお支払いします。 なお、がん入院保険金をお支払いするべき期間中に外来治療を受けた場合は、がん入院保険金日額またはがん外来治療保険金日額のいずれか高い額をお支払いします。 がん外来治療保険金の額＝がん外来治療保険金日額×外来治療を受けた日数

保険金の種類	保険金をお支払いする主な場合
がん退院一時金	保険期間中にがんと診断確定され、その直接の結果として継続して20日を超えて入院した後、生存している状態で退院した場合、がん退院一時金保険金額をお支払いします。ただし、保険金が支払われることとなった最後の入院の退院日からその日を含めて30日に満たない日に開始した入院による退院については、保険金をお支払いしません。

保険金をお支払いできない主な場合

①故意または重大な過失 ②戦争、外国の武力行使、暴動(テロ行為(※)を除きます。) ③核燃料物質(使用済燃料を含みます。)もしくは核燃料物質によって汚染された物(原子核分裂生成物を含みます。)の放射性、爆発性その他の有害な特性 ④上など
[テロ行為]とは、政治的・社会的もしくは宗教・思想的な主義・主張を有する団体・個人またはこれと連帯するものがその主義・主張に関して行う暴力的行為をいいます。以下同様とします。

(注) 初年度加入の締結の後に保険金のお支払条件の変更があった場合は、次のアまたはイの保険金の額のうち、いずれか低い金額をお支払いします。

ア このご契約のお支払条件により算出された保険金の額

イ 被保険者ががんと診断確定された時のご契約のお支払条件により算出された保険金の額

オプション

保険金の種類	保険金をお支払いする主な場合
女性特定疾病入院保険金	保険期間中に所定の女性特定疾病(乳がん、子宮がん、子宮筋腫、妊娠の合併症等)を被り、入院を開始した場合、1回の入院につき120日を限度として、入院した日数に対し、入院1日につき女性特定疾病入院保険金日額をお支払いします。ただし、初年度加入および継続加入の保険期間を通算して1,000日が限度となります。 女性特定疾病入院保険金の額＝女性特定疾病入院保険金日額×入院した日数
女性特定疾病手術保険金	保険期間中に所定の女性特定疾病(乳がん、子宮がん、子宮筋腫、妊娠の合併症等)を被り、その女性特定疾病の治療のために病院または診療所において以下の①から③までのいずれかの手術(※1)を受けた場合、女性特定疾病手術保険金をお支払いします。 ① 公的医療保険制度における医科診療報酬点数表に、手術料の算定対象として列挙されている手術 ② 先進医療に該当する手術(※2) ③ 放射線治療に該当する診療行為 手術(重大手術(※3)以外) <入院中に受けた手術の場合> 女性特定疾病手術保険金の額＝女性特定疾病入院保険金日額×20(倍) <外来で受けた手術の場合> 女性特定疾病手術保険金の額＝女性特定疾病入院保険金日額×5(倍) 重大手術(※3) 女性特定疾病手術保険金の額＝女性特定疾病入院保険金日額×40(倍) (注)重大手術を受けた場合は、入院中・外来を問わず、40倍とします。 (※1)以下の手術は対象となります。 創傷処理、皮膚切開術、デブリードマン、骨または関節の非観血的または徒手的な整復術・整復固定術および授動術、抜歯手術、鼻焼灼術、美容整形上の手術、女性特定疾病を直接の原因としない不妊手術、診断・検査のための手術、視力矯正を目的としたレーザー・冷凍凝固による眼球手術(レーシック手術等) (※2)先進医療に該当する手術は、治療を直接の目的としてメス等の器具を用いて患部または必要部位に切除、摘出等の処置を施すものにかぎりります。 (※3)重大手術とは以下の手術をいいます。 ① 開頭手術(穿頭術を含みます。) ② 悪性新生物に対する開胸手術および開腹手術(胸腔鏡・縦隔鏡・腹腔鏡を用いた手術を含みます。) ③ 心臓・大動脈・大静脈・肺動脈・冠動脈の病変に対する開胸手術および開腹手術 ④ 四肢切断術(手指・足指を除きます。) ⑤ 脊髄(せきずい)腫摘出術 ⑥ 日本国内で行われた、心臓・肺・肝臓・脾(すい)臓・腎(じん)臓(それぞれ、人工臓器を除きます。)の全体または一部の移植手術。ただし、臓器の移植に関する法律(平成9年法律第104号)に規定する移植手術にかぎりります。 女性特定疾病手術保険金は、手術を受けられるごとにお支払いしますが、手術の種類によっては、お支払いする回数・保険金の額に以下(1)から(5)までの制限があります。 (1) 時期を同じくして2種類以上の手術を受けた場合、女性特定疾病手術保険金の額の最も高いいずれか1つの手術についてのみお支払いします。 (2) 同一の手術(同一の先進医療に該当する手術を含みます。)を2回以上受けた場合で、それらの手術が一連の手術(※1)に該当するときは、同一手術期間(※2)に受けた一連の手術(※1)については、女性特定疾病手術保険金の額の最も高いいずれか1つの手術についてのみお支払いします。 (※1) 一連の手術とは、医科診療報酬点数表または歯科診療報酬点数表において、一連の治療過程に連続して受けた場合でも手術料が1回のみ算定されるものとして定められている手術をいいます。 (※2) 同一手術期間とは、一連の手術のうち最初に手術を受けた日からその日を含めて60日間をいいます。また、同一手術期間経過後に一連の手術を受けた場合は、直前の同一手術期間経過後最初にその手術を受けた日からその日を含めて60日間を新たな同一手術期間とします。 (3) 医科診療報酬点数表または歯科診療報酬点数表において、手術料が1日につき算定されるものとして定められている手術を受けた場合は、その手術を受けた1日目についてのみお支払いします。 (4) 放射線治療を2回以上受けた場合は、施術の開始日から60日の間に1回のお支払いを限度とします。 (5) 乳房再建術については、公的医療保険制度における医科診療報酬点数表の手術料算定対象として列挙されている診療行為に該当しない場合であっても、女性特定疾病手術保険金をお支払いします(疾病手術保険金はお支払いしません。)。ただし、その場合は、1回の入院につき1乳房に対して1回のお支払いを限度とします。

保険金をお支払いできない主な場合
①故意または重大な過失 ②戦争、外国の武力行使、暴動(テロ行為を除きます。)、核燃料物質等によるもの ③自殺行為、犯罪行為または闘争行為 ④無資格運転、酒気を帯びた状態での運転による事故 ⑤麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、シンナー等の使用(治療を目的として医師が用いた場合を除きます。) ⑥傷害 ⑦妊娠、出産。ただし、異常分娩等〔療養の給付〕等(※1)の支払いの対象となる場合を除きます。 ⑧頸(けい)部症候群(いわゆる「むちうち症」)、腰痛等医学的他覚所見(※2)のないもの ⑨アルコール依存、薬物依存等の精神障害 (※1)「療養の給付」等とは、公的医療保険制度を定める法令に規定された「療養の給付」に要する費用ならびに「療養費」、「家族療養費」、「保険外併用療養費」、「入院時食事療養費」、「移送費」および「家族移送費」をいいます。 (※2)「医学的他覚所見」とは、理学的検査、神経学的検査、臨床検査、画像検査等により認められる異常所見をいいます。以下同様とします。

(注) 初年度加入の締結の後に保険金のお支払条件の変更があった場合は、次のアまたはイの保険金の額のうち、いずれか低い金額をお支払いします。ただし、入院の原因となった疾病を被った時から起算して1年を経過した後に入院を開始した場合を除きます。

ア 被保険者が疾病を被った時のお支払条件により算出された保険金の額

イ 被保険者が入院を開始した時のお支払条件により算出された保険金の額

女性専用特約をセットした場合に補償の対象となる主な女性特有の疾病

乳房・子宮・胎盤・卵巣・膀胱の悪性新生物 甲状腺腫 甲状腺中毒症 後天性甲状腺機能低下症 甲状腺炎 卵巣機能障害 鉄欠乏性貧血 後天性溶血性貧血 無形成性貧血低血圧(症) 胆石症・胆のうその他の障害 膀胱炎 尿道および尿路の障害 乳房の障害 妊娠に関連した合併症 産じょくの合併症 慢性関節リウマチ リウマチ性多発筋痛 など

保険金の種類	保険金をお支払いする主な場合
先進医療等 費用保険金 (注)	保険期間中に傷害または疾病を被り、被保険者が日本国内で先進医療等(※1)を受けたことにより負担した先進医療(※2)の技術料や臓器移植に要する費用等を先進医療等費用保険金額を限度にお支払いします。 (※1) 先進医療および臓器移植術をいいます。 (※2) 病院等において行われる医療行為のうち、一定の施設基準を満たした病院等が厚生労働省への届出により行う高度な医療技術をいいます。対象となる先進医療の種類については、保険期間中に変更となることがあります。詳しくは厚生労働省ホームページ等をご覧ください。 (https://www.mhlw.go.jp/topics/bukyoku/isei/sensiniryu/kikan.html)
保険金をお支払いできない主な場合	
①故意または重大な過失②戦争、外国の武力行使、暴動(テロ行為を除きます。)、核燃料物質等によるもの③自殺行為、犯罪行為または闘争行為④麻薬、大麻、あへん、覚せい剤等の使用(治療を目的として医師が用いた場合を除きます。)⑤頸(けい)部症候群(いわゆる「むちうち症」)、腰痛等医学的他覚所見のないもの⑥無資格運転、酒気を帯びた状態での運転による事故⑦地震、噴火またはこれらによる津波(天災危険補償特約をセットしない場合)⑧妊娠、出産⑨ビッケル等の登山用具を使用する山岳登山、ロッククライミング(フリークライミングを含みます。)、登る壁の高さが5mを超えるボルダリング、航空機操縦(義務として操縦する場合を除きます。)、ハンググライダー搭乗等の危険な運動を行っている間の事故⑩自動車、原動機付自転車等による競技、競争、興行(これらに準ずるものおよび練習を含みます。)の間の事故 など	
(注)補償内容が同様のご契約(※1)が他にある場合は、補償が重複することがあります。補償が重複すると、対象となる事故については、どちらのご契約からでも補償されますが、いずれか一方のご契約からは保険金が支払われない場合があります。ご加入にあたっては、補償内容の差異や保険金額をご確認いただき、補償・特約の要否をご判断ください(※2)。 (※1) 傷害保険の他、火災保険や自動車保険などにセットされる特約や他社のご契約を含みます。 (※2) 1契約のみに補償・特約をセットした場合、ご契約を解約したときや、家族状況の変化(同居から別居への変更等)により被保険者が補償の対象外になったときなどは、補償がなくなる場合がありますので、ご注意ください。	
保険金の種類	保険金をお支払いする主な場合
三大疾病 診断保険金	被保険者が保険期間中に次の①から③までのいずれかの支払事由に該当した場合、三大疾病診断保険金額をお支払いします。ただし、支払事由に該当した場合であっても、同一の支払事由に前回該当した日からその日を含めて1年以内であるときは、保険金をお支払いしません。 ①次のいずれかに該当したこと。 (ア). 初めてがんと診断確定されたこと。 (イ). 原発がん(※)が、治療したことにより、がんが認められない状態となり、その後初めてがんが再発または転移したと診断確定されたこと。 (ウ). 原発がんとは関係なく、がんが新たに生じたと診断確定されたこと。 ②急性心筋こうそくを発病し、その治療を直接の目的として入院を開始したこと。 ③脳卒中(くも膜下出血、脳内出血、脳こうそく)を発病し、その治療を直接の目的として入院を開始したこと。 (※) 初年度契約からこの保険契約までの連続した継続契約のいずれかの保険期間中にすでに診断確定されたがんをいいます。
保険金をお支払いできない主な場合	
①故意または重大な過失②戦争、外国の武力行使、暴動(テロ行為を除きます。)③核燃料物質(使用済燃料を含みます。)もしくは核燃料物質によって汚染された物(原子核分裂生成物を含みます。)の放射性、爆発性その他の有害な特性④上記以外の放射線照射または放射能汚染 など	
保険金の種類	保険金をお支払いする主な場合
抗がん剤 治療保険金	保険期間中にがんと診断確定され、その直接の結果として抗がん剤治療を開始した場合は、抗がん剤治療を受けた日の属する月ごとに、60か月を限度として、抗がん剤治療保険金をお支払いします。

保険金をお支払いできない主な場合
①故意または重大な過失②戦争、外国の武力行使、暴動(テロ行為を除きます。)③核燃料物質(使用済燃料を含みます。)もしくは核燃料物質によって汚染された物(原子核分裂生成物を含みます。)の放射性、爆発性その他の有害な特性④上記以外の放射線照射または放射能汚染⑤がん以外での入院、手術、通院 など

用語のご説明	
用語	用語の定義
疾病(病気)	傷害以外の身体の障害をいいます。
がん	「厚生労働省大臣官房統計情報部編、疾病、傷害および死因統計分類提要ICD-10（2003年版）準拠」に定められた分類項目中、所定の悪性新生物をいいます。詳細につきましては、損保ジャパン公式ウェブサイト掲載の約款集をご覧ください。
がんと診断確定された時	医師または歯科医師(※)が、病理組織学的所見(剖検や生検)、細胞学的所見、理学的所見(×線や内視鏡等)、臨床学的所見および手術所見の全部またはいづれかによってがんと診断確定した時をいいます。 (※)被保険者が医師または歯科医師である場合は、被保険者以外の医師または歯科医師をいいます。
外来治療	病院もしくは診療所に通い、または往診により、治療を受けることをいいます。ただし、治療を伴わない、薬剤、診断書、医療器具等の受領のためのものは含みません。
治療	医師が必要であると認め、医師が行う治療をいいます。ただし、被保険者が医師である場合は、被保険者以外の医師による治療をいいます。
入院	自宅等での治療が困難なため、病院または診療所に入り、常に医師の管理下において治療に専念することをいいます。ただし、美容上の処置、正常分娩、疾病を直接の原因としない不妊手術、治療処置を伴わない人間ドック検査等による入院は除きます。
1回の入院	入院が終了した日からその日を含めて180日を経過した日までの期間中に、同一の身体の障害(疾病については、前の入院の原因となった疾病と医学上密接な関係にあると認められる疾病を含みます。)により再入院された場合は、前後の入院を合わせて1回の入院とみなします。保険金をお支払いするべき入院中に、保険金をお支払いするべき他の身体の障害を被った場合は、当初の入院と他の身体の障害による入院を合わせて1回の入院とみなします。
先進医療	病院等において行われる医療行為のうち、一定の施設基準を満たした病院等が厚生労働省への届出により行う高度な医療技術を行います。対象となる先進医療の種類については、保険期間中に変更となる場合があります。詳しくは厚生労働省ホームページをご覧ください。 (https://www.mhlw.go.jp/topics/bukyoku/isei/sensiniryu/kan.html)
放射線治療	次の①または②のいずれかに該当する診療行為をいいます。 ①公的医療保険制度における医科診療報酬点数表に、放射線治療料の算定対象として列挙されている診療行為(※)。ただし、血液照射を除きます。 ②先進医療に該当する放射線照射または温熱療法による診療行為 (※)歯科診療報酬点数表に放射線治療料の算定対象として列挙されている診療行為のうち、医科診療報酬点数表においても放射線治療料の算定対象として列挙されている診療行為を含みます。
乳房再建術	がんの治療を直接の目的とした乳房の切除術により喪失された乳房の形態を皮膚弁(※)または人工物を用いて正常に近い形態に戻すことを目的とする手術をいいます。乳頭または乳輪を対象とする手術は、乳房再建術には含みません。 (※) 皮膚弁　皮膚の欠損部を被覆するための植皮術を含みません。
傷害(ケガ)	急激かつ偶然な外来の事故によって被った身体の傷害を生ずる、この傷害には、身体外部から有毒ガスまたは有毒物質を偶然かつ一時に吸入、吸取または摂取した場合に生ずる中毒症状を含みます。 ただし、細菌性食中毒、ウイルス性食中毒は含みません。 ・「急激」とは、突発的に発生することであり、ケガの原因としての事故がゆるやかに発生するのではなく、原因となった事故から結果としてのケガまでの過程が直接的で時間的隔隔のないことを意味します。 ・「偶然」とは、「原因の発生が偶然である」「結果の発生が偶然である」「原因・結果とも偶然である」のいずれかに該当する予知されない出来事をいいます。 ・「外来」とは、ケガの原因が被保険者の身体の外からの作用によることをいいます。 (注)靴ずれ、車酔い、熱中症、しもやけ等は、「急激かつ偶然な外来の事故」に該当しません。
抗がん剤	抗がん剤治療を受けた時点において、世界保健機関の解剖治療化学分類法による医薬品分類のうちL01（抗悪性腫瘍薬）、L02（内分泌療法）、L03（免疫賦活薬）、L04（免疫抑制薬）、V10（治療用放射性医薬品）に分類される薬剤をいいます。
抗がん剤治療	抗がん剤を投与することにより、がんを破壊またはこれの発育・増殖を抑制することを目的とした、次の①から③までのいずれかに該当する診療行為(※1)をいいます。 ① 公的医療保険制度における医科診療報酬点数表(※2)に、抗がん剤にかかる薬剤料または処方せん料の算定対象として列挙されている診療行為(※3) ② 先進医療(※4)に該当する診療行為 ③ ①および②のほか、厚生労働大臣による製造販売の承認時に、被保険者が診断確定されたがんの治療に対する効能または効果が認められた抗がん剤を用いた診療行為 (※1) 診療行為 ホルモン剤治療を含みます。 (※2) 医科診療報酬点数表 抗がん剤治療を受けた時点において、厚生労働省告示に基づき定められている医科診療報酬点数表をいいます。 (※3) 公的医療保険制度における医科診療報酬点数表(※2)に、抗がん剤にかかる薬剤料または処方せん料の算定対象として列挙されている診療行為 (※4) 先進医療 抗がん剤治療を受けた時点において、厚生労働省告示に基づき定められている評価療養のうち、別に主務大臣が定めるものをいいます。ただし、先進医療ごとに別に主務大臣が定める施設基準に適合する病院または診療所において行われるものにすぎります。 (※5) 歯科診療報酬点数表 抗がん剤治療を受けた時点において、厚生労働省告示に基づき定められている歯科診療報酬点数表をいいます。

その他ご注意いただきたいこと

●特定疾病等対象外特約について

・「特定疾病等対象外特約」がセットされたご契約を継続される場合、継続後契約においても、原則として「特定疾病等対象外特約」がセットされます。

(注)「特定疾病等対象外特約」がセットされたご契約は、該当する疾病群により、以下の特別な条件がセットされています。補償対象外とする疾病・症状が発病した場合については、保険金をお支払いできません。

セットされる条件	補償対象外とする疾病・症状	補償対象外期間
特定疾病等対象外の条件	該当する疾病群に属するすべての疾病 (注) 例えばA群を補償対象外としてご加入いただいている場合、下表記載の疾病に関わらず、胃・腸の疾病はすべて補償対象外となります。	全保険期間（継続契約においても原則として同様です。）

<補償対象外とする疾病・症状の例>

疾病群	補償対象外とする疾病・症状	
A群 胃・腸の疾病	炎症性腸疾患（かいよう性大腸炎・クローン病）、胃・腸・十二指腸のかいよう、腹膜炎、胃・腸のポリープ、腸閉塞、大腸炎	など
B群 肝臓・胆のう・すい臓の疾病	肝硬変、慢性肝炎、肝肥大、すい炎、急性肝炎、肝のうよう、胆石、胆のう炎	など
C群 腎臓・泌尿器の疾病	慢性腎炎、ネフローゼ、腎不全、副腎しゅよう、腎盂炎、急性腎炎、腎臓・膀胱・尿路の結石	など
D群 気管支・肺の疾病	結核、肺線維症、慢性閉塞性肺疾患、(COPD（慢性気管支炎・肺気腫など）)、肋膜炎、膿胸、ぜんそく、気管支拡張症、肺炎、肺壞疽、自然気胸	など
E群 脳血管・循環器関係の疾病	脳卒中（脳出血・脳こうそく（脳軟化）・くも膜下出血）、心臓弁膜症、心筋こうそく、心筋症、狭心症、不整脈（心房細動など、人工ペースメーカーを使用した場合を含みます。）、心雑音、動脈硬化症、動脈瘤、高血圧症、静脈瘤	など
F群 腰・脊椎の疾病	骨のしゅよう性疾患、腰痛症、変形性脊椎症、ゴックリ腰、椎間板ヘルニア、骨粗しょう症、後縦靱帯骨化症	など
H群 眼の疾病	白内障、緑内障、網膜炎、網膜症	など
I群 ご婦人の疾病	子宮筋腫、子宮内膜炎、卵巣のう腫、乳腺症（乳腺線維腺腫を含みます。）、不正出血	など

・ご継続手続き時に再告知いただくことで、継続後契約の保険始期から「特定疾病等対象外特約」を削除することができます。ただし、再告知時点における告知内容により引受条件を決定するため、「特定疾病等対象外特約」を削除できないこともあります。なお、保険期間の中途での削除はできません。

・詳しい内容につきましては、取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。
・保険金額は、高額療養費制度等の公的保険制度を踏まえ設定してください。公的保険制度の概要につきましては、金融庁のホームページ(https://www.fsa.go.jp/ordinary/insurance-portal.html)等をご確認ください。

ご加入に際して、特にご注意いただきたいこと(注意喚起情報のご説明)

(1) **クーリングオフ**　この保険は団体契約であり、クーリングオフの対象とはなりません。

(2)ご加入時における注意事項(告知義務等)

●ご加入の際は、加入依頼書・告知書の記載内容(WEBの場合はお手続き画面等の入力内容、以下同様とします。)に間違いがないか十分ご確認ください。

●加入依頼書・告知書にご記入いただく内容は、損保ジャパンが公平な引受判断を行ううえで重要な事項となります。

●ご契約者または被保険者には、告知事項(※)について、事実を正確にご回答いただく義務(告知義務)があります。

(※)「告知事項」とは、危険に関する重要な事項のうち、加入依頼書・告知書の記載事項とすることによって損保ジャパンが告知を求めたものをいい、他の保険契約等に関する事項を含みます。

<告知事項>この保険における告知事項は、次のとおりです。

・被保険者の過去の傷病歴、現在の健康状態
告知される方(被保険者)がご認識している病気・症状名が告知書にある病気・症状名と一致しなくても、医学的にその病気・症状名と同一と判断される場合には告知が必要です。傷病歴があり、告知書にある病気・症状名に該当するか不明な場合は、主治医(担当医)に確認のうえ、ご回答ください。
・他の保険契約等(※)の加入状況

(※)「他の保険契約等」とは、医療保険、がん保険、傷害保険、各種商品の入院特約等、この保険契約の全部または一部に対して支払責任が同じである他の保険契約または共済契約をいいます。

*口頭でお話し、または資料提示されただけでなく、告知していただいたことにはなりませんのでご注意ください。

*損保ジャパンまたは取扱代理店は告知受領権を有しています。

*告知事項について、事実を記入されなかった場合または事実と異なることを記入された場合は、ご契約を解除することや、保険金をお支払いできないことがあります。

●ご加入初年度の保険期間の開始時(※)からその日を含めて1年以内に過去の傷病歴、現在の健康状態等について損保ジャパンに告知していただいた内容が不正確であることが判明した場合は、「告知義務違反」としてご契約を解約することがあります。また、ご加入初年度の保険期間の開始時(※)からその日を含めて1年を経過していても、ご加入初年度の保険期間の開始時(※)からその日を含めて1年以内に「保険金の支払事由」が発生していた場合は、ご契約が解除になることがあります。

(※)保険金額の増額(特定疾病等対象外特約の削除を含みます。)等補償を拡大した場合はその補償を拡大した時をいいます。

●「告知義務違反」によりご契約が解除になった場合、「保険金の支払事由」が発生しているときであっても、保険金をお支払いできません。ただし、「保険金の支払事由」と「解除原因となった事実」に因果関係がない場合は、保険金をお支払いします。

●次の場合にも、保険金をお支払いできないことがあります。この場合、ご加入初年度の保険期間の開始時からの経過年数は問いません。

・ご契約者が保険金を不法に取得する目的または第三者に保険金を不法に取得させる目的をもって契約した場合
・ご契約者、被保険者または保険金を受け取るべき方の詐欺または強迫によって損保ジャパンが契約した場合 など

●告知書で告知していただいた内容により、ご加入をお断りする場合があります。

●ご加入後や保険金のご請求の際に、告知内容について確認することがあります。

●継続加入の場合において、保険金額の増額(特定疾病等対象外特約の削除を含みます。)等補償を拡大するときも、過去の傷病歴、現在の健康状態等について告知していただく必要があります。なお、事実を告知されなかったとき、または事実と異なることを告知されたときは、補償を拡大した部分について、解除することや、保険金をお支払いできないことがあります。

●ご加入初年度の保険期間の開始日の前日までにがんと診断確定されていた場合は、被保険者がその事実を知っているまたは知らないとにかかわらず、がん保険特約・がん診断保険金支払特約・がん外来治療保険金支払特約・三大疾病診断保険金支払特約は無効(これらの特約のすべての効力が、ご加入時から生じなかったものとして取り扱うことをいいます。)となります。この場合において、告知前にご契約者または被保険者がその事実を知っていたときは、すでにお支払いいただいた保険料を返還します。ただし、ご加入初年度の保険期間の開始日からその日を含めて5年が経過し、その期間内に被保険者ががんと診断確定されなかった場合は、この「無効」の規定を適用しません。

(注)ご加入初年度の契約に待機期間設定特約がセットされている被保険者の保険金支払いの取扱いは、対象となる特約・がんと診断確定された日の関係等により異なります。詳しくは取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。

●がんと診断確定された時が、ご加入初年度の保険期間の開始日より前である場合は、保険金をお支払いできません。

(注)ご加入初年度の契約に待機期間設定特約がセットされている被保険者の保険金支払いの取扱いは、対象となる特約・がんと診断確定された日の関係等により異なります。詳しくは取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。

●一部の疾病群について保険金お支払いの対象外とする条件(「特定疾病等対象外特約」をセット)でのご加入の場合、その疾病群およびその疾病群を原因とするがんについては保険金をお支払いできません。

●ご加入初年度の保険期間の開始時(※1)より前に発病(※2)した疾病に対しては、保険金をお支払いできません。

ただし、ご加入初年度の保険期間の開始時(※1)より前に発病(※2)した疾病であっても、ご加入初年度の保険期間の開始時(※1)からその日を含めて1年を経過した後に保険金の支払事由(入院を開始された場合や手術を受けられた場合等)が生じた場合は、その保険金の支払事由に対しては保険金をお支払いします。

(注1) 特別な条件付き(「特定疾病等対象外特約」セット)でご加入いただいている場合は、上記に関わらず、補償対象外とする疾病群については、全保険期間補償対象外となります。

(注2) がん保険特約、がん診断保険金支払特約、がん外来治療保険金支払特約、三大疾病診断保険金支払特約のがんによる支払事由については、ご加入初年度の保険期間の開始時(※1)からその日を含めて1年を経過した後に保険金の支払事由が生じた場合も保険金をお支払いできません。

(※1) 継続時に新たに補償を拡大する特約を追加された場合は、追加された特約についてはそのセットした日をいいます。

(※2) 医師の診断による発病の時をいいます。ただし、その疾病の原因として医学上重要な関係がある疾病が存在する場合 は、その医学上重要な関係がある疾病の発病の時をいいます。また、先天性異常については、医師の診断により初めて発見された時をいいます。

(3)ご加入後における留意事項

●加入依頼書等記載の住所または通知先を変更された場合は、遅滞なく取扱代理店または損保ジャパンまでご連絡ください。

●団体から脱退される場合は、必ずご加入窓口にお申し出ください。

<被保険者による解除請求(被保険者離脱制)について>

・被保険者は、この保険契約(その被保険者に係る部分にかぎります。)を解除することを求めることができます。お手続方法等につきましては、取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。

●保険金の請求状況や被保険者(保険の対象となる方)のご年齢等によっては、ご継続をお断りすることや、ご継続の際に補償内容を変更させていただくことがあります。あらかじめご了承ください。
<重大事由による解除等>

●保険金を支払わせる目的で損害等を生じさせた場合や保険契約者、被保険者または保険金受取人が暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当すると認められた場合など、ご契約を解除することや、保険金をお支払いできないことがあります。

<他の身体障害または疾病の影響>

●保険金のお支払いの対象となっていないケガや後遺障害、病気の影響で、保険金をお支払いする病気等の程度が重くなったときは、それらの影響がなかったものとして保険金をお支払いします。

(4)責任開始期

●保険責任は、令和7年8月1日午後4時に始まります。保険期間の中途での加入はこのかぎりではありません。加入スケジュールについては上記加入の方法をご確認ください。

●がん保険特約、がん診断保険金支払特約、がん外来治療保険金支払特約、三大疾病診断保険金支払特約において、ご加入初年度の契約に待機期間設定特約がセットされている被保険者の保険金支払いの取扱いは、対象となる特約等により異なります。詳しくは取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。

(5)事故がおきた場合の取扱い

●保険金支払事由に該当した場合は、ただちに損保ジャパンまたは取扱代理店までご連絡ください。事故の発生日、がんと診断確定された日、入院を開始した日あるいは手術を受けた日からその日を含めて30日以内に ご通知がない場合は、保険金の全額または一部をお支払いできないことがあります。

●保険金のご請求にあたっては、以下に掲げる書類のうち、損保ジャパンが求めるものを提出してください。

必要となる書類		必要書類の例
①	保険金請求書および保険金請求権者が確認できる書類	保険金請求書、戸籍謄本、印鑑証明書、委任状、代理請求申請書、住民票 など
②	事故日時・事故原因および事故状況等が確認できる書類	傷害状況報告書、疾病状況報告書、事故証明書、メーカーや修理業者等からの原因調査報告書 など
③	傷害または疾病の程度、保険の対象の価額、損害の額、損害の程度および損害の範囲、復日の程度等が確認できる書類	被保険者の身体の傷害または疾病に関する事故の場合 死亡診断書(写)、死体検案書(写)、診断書、診療報酬明細書、入院通院申告書、治療費領収書、診察券(写)、運転免許証(写)、レントゲン(写)、所得を証明する書類、休業損害証明書、源泉徴収票 など
④	公の機関や関係先等への調査のために必要書類	同意書 など
⑤	損保ジャパンが支払うべき保険金の額を算出するための書類	他の保険契約等の保険金支払内容を記載した支払内訳書 など

(注1) 保険金支払事由の内容・程度等に応じ、上記以外の書類もしくは証拠の提出または調査等にご協力いただくことがあります。
(注2) 被保険者に保険金を請求できない事情がある場合は、ご親族のうち損保ジャパン所定の条件を満たす方が、代理人として保険金を請求することができます。

●上記の書類をご提出いただく等、所定の手続きが完了した日からその日を含めて30日以内に、損保ジャパンが保険金をお支払いするために必要な事項の確認を終え、保険金をお支払いします。ただし、特別な照会または調査等が不可欠な場合は、損保ジャパンは確認が必要な事項およびその確認を終えるべき時期を通知し、お支払いまでの期間を延長することがあります。詳しい内容につきましては、損保ジャパンまでお問い合わせください。

●病気やケガをされた場合等は、この保険以外の保険でお支払いの対象となる可能性があります。また、ご家族の方が加入している保険がお支払対象となる場合もあります。損保ジャパン・他社を問わず、ご加入の保険証券等をご確認ください。

(6)保険金をお支払いできない主な場合

本パンフレットの補償の内容【保険金をお支払いする主な場合とお支払いできない主な場合】をご確認ください。

(7)中途脱退と中途脱退時の返れい金等

この保険から脱退(解約)される場合は、ご加入の窓口にご連絡ください。脱退(解約)に際しては、既経過期間(保険期間の初日からすでに過ぎた期間)に相当する月割保険料をご精算いただきます。なお、脱退(解約)に際して、返れい金のお支払いはありません。

(8)保険会社破綻時の取扱い

引受保険会社が経営破綻した場合または引受保険会社の業務もしくは財産の状況に照らして事業の継続が困難となり、法令に定める手続きに基づきご契約条件の変更が行われた場合は、ご契約時にお約束した保険金・解約返れい金等のお支払いが一定期間凍結されたり、金額が削減される場合があります。この保険は損害保険契約者保護機構の補償対象となりますので、引受保険会社が経営破綻した場合は、保険金・解約返れい金等の9割までが補償されます。

(9)個人情報の取扱いについて

○保険契約者(団体)は、本契約に関する個人情報を、損保ジャパンに提供します。

○損保ジャパンは、本契約に関する個人情報、本契約の履行、損害保険等損保ジャパンの取り扱う商品・各種サービスの案内・提供、等を行うために取得・利用し、その他業務上必要とする範囲で、業務委託先、再保険会社、等(外国にある事業者を含みます。)に提供等を行う場合があります。また、契約の安定的な運用を図るために、加入者および被保険者の保険金請求情報等を契約者に対して提供することがあります。

なお、保健医療等のセンシティブ情報(要配慮個人情報を含みます。)の利用目的は、法令等に従い、業務の適切な運営の確保その他の必要と認められる範囲に限定します。個人情報取扱いに関する詳細(国外在住者の個人情報を含みます。)については損保ジャパン公式ウェブサイト(https://www.sompo-japan.co.jp/)をご覧ください。また、ご加入の生協のホームページをご参照ください。

○保険契約者(団体)は、本契約に関する個人情報をご加入の生協に提供します。ご加入の生協は、本契約に関する個人情報(過去に取得したものを含みます。)を、共済事業、利用事業、店舗事業、宅配事業、福祉事業等の運営や商品・サービスの案内・提供など、それぞれの個人情報保護方針に従って利用します。詳細につきましては、ご加入の生協のホームページをご参照ください。申込人(加入者)および被保険者は、これらの個人情報の取扱いに同意のうえ、ご加入ください。

ご加入内容確認事項

本確認事項は、万一の事故の際にお客さまに安心して保険をご利用いただくために、ご加入いただく保険商品がお客さまのご意向に沿っていること、ご加入いただくうえで特に重要な事項を正しくご記入いただいていること等をお客さまご自身に確認していただくためのものです。お手数ですが、以下の事項について、再度ご確認ください。なお、ご確認にあたりご不明な点がございましたら、パンフレットに記載の問い合わせ先までご連絡ください。

(1) **保険商品の次の補償内容等が、お客さまのご意向に沿っているかをご確認ください。**

☐ 補償の内容(保険金の種類)、セットされる特約 ☐ 保険金額 ☐ 保険期間 ☐ 保険料、保険料払込方法

☐ 満期返れい金・契約者配当金がないこと

(2) **ご加入いただく内容に誤りがないかをご確認ください。**

以下の項目は、保険料を正しく算出したり、保険金を適切にお支払いしたりする際に必要な項目です。内容をよくご確認ください(告知事項について、正しく告知されているかをご確認ください)。

☐ 被保険者の「生年月日」(または「満年齢」)、「性別」は正しいですか。

☐ パンフレットに記載の「他の保険契約等」について、正しく告知されているかをご確認いただきましたか。

☐ 以下の【補償重複についての注意事項】をご確認いただきましたか。

【補償重複についての注意事項】

補償内容が同様の「ご契約が他にある場合は、補償が重複することがあります。補償が重複すると、対象となる事故については、どちらのご契約からでも補償されますが、いずれか一方のご契約からは保険金が支払われない場合があります。ご加入にあたっては、補償内容の差異や保険金額をご確認いただき、補償・特約の要否をご判断ください。

(3) **お客さまにとって重要な事項(契約概要・注意喚起情報の記載事項)をご確認いただきましたか。**

☐ 特に【注意喚起情報】には、「保険金をお支払いできない主な場合」等お客さまにとって不利益となる情報や、「告知義務・通知義務」が記載されていますので必ずご確認ください。

